

その他の建築工事業における丸のこ盤を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	14～15	不要材の分別整理をし、台鋸でベニヤを切断中、ベニヤが挟まり除去しようとして、鋸の歯に右手を巻き込まれ受傷した。	56～29	10
1	13～14	新築住宅現場内の1階において、ベニヤ貼り作業をしている時に、ベニヤを丸ノコで切断する際に、不安定な状態で切断していたため、誤って左手に丸ノコの刃が当たり、左手母指を切ってしまった。	63～9	1
1	9～10	資材置き場で、現場で使用する型枠材（ベニヤ）を加工する為、マルノコ盤を使用し、ベニヤを切断する際、誤って安全カバー内にはめていた軍手が巻き込まれ、右手親指・人差し指・中指をマルノコの刃（チップソー）で切ってしまった。	45～9	1
3	13～14	電動丸のこでベニヤ板を切断中、左親指の神経と腱を切断した。	22～9	1
4	11～12	資材センターにて材料を丸ノコで切断作業中、台にしてあった木材が倒れ、左手中指に丸ノコが当たり被災した。	45～9	1
4	13～14	3F和室の壁面に5.5mmベニヤを貼付作業中に、ベニヤを丸のこで切断を行う際にベニヤのクズを手で取り除こうとし、誤って切断中の丸のこに左手が接触し左手の指を負傷した。	42～29	10
6	14～15	当社加工場にて、ベンチ丸鋸を使用し、古ベニヤを5cm幅に引き割り作業中に、ベニヤカスが刃の隙間に挟まり、電源を切らずに手で取り除こうとした際に、刃に左手	27～	10

		人差指が触れて切ってしまった。		29
6	10~ 11	被災者は、擁壁の止め材をサポートで押す為、栈木で杭を作成する作業を行っていた。長さ50~60cmの栈木を斜めに切断しようとして、左手で栈木を持って丸のこで切断したところ、丸鋸が滑り、左手人差し指に丸鋸の刃が接触し、左手人差し指を切ってしまった。	36	1 ~ 9
7	14~15	改修工事で押入巾木を電動丸ノコ（スライドソー）で加工中、誤って左示指及び母指を負傷した。	39	1 ~ 9
7	16~17	9階現場にて、丸鋸を床に置いて細い木材の加工中に刃がつかえ、回転中の刃が指に当たった。	54	1 ~ 9
7	11~ 12	屋根修繕工事現場において、被災者はトラック荷台で木材を電動のこぎりで切断中、誤って左手親指にのこぎりの刃が接触してしまい負傷したものである。	44	1 ~ 9
9	9~ 10	ガーデンルーム施行中、デッキ材をカット中に右手手の甲を電動のこぎりで切った。丸のこ、デッキ材（板）を切っているときに滑った。	65	1 ~ 9
9	15~ 16	工場では木材加工するのに電動丸のこ使用時、木材がはじけて電動丸のこが左手親指に接触し左手親指を損傷した。	42	1 ~ 9
10	10~ 11	内科型枠工事現場で電気丸ノコで木を切断中、丸ノコがはねたため足を切った。	44	1 ~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html